

# 緊急小口資金（特例貸付）のご案内

令和2年9月15日 秋田市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、緊急かつ一時的に収入が減少した世帯に対して、当座の生活費を貸付いたします。【受付は令和2年12月28日まで】

## ■貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

※運転資金、設備資金は、貸付対象外です。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

## ■貸付上限額 20万円以内

※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は貸付上限額を20万円以内とします。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

## ■据置期間 貸付の日から1年以内

## ■償還期限 据置期間後、2年以内

## ■貸付利子 無利子

## ■保証人 不要

## ■申込みに必要なもの

(1) 収入の減少が確認できる書類（給料明細、通帳、帳簿書類など）

※確認できる書類がない場合は、所定の申立書により減少前後の収入を申告していただきます。

(2) 世帯全員が記載されている住民票（3月以内／マイナンバーの表示がないもの）

(3) 貸付金の振込先および口座振替で償還する場合に使用する通帳またはキャッシュカード、金融機関届出印

(4) 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証など）

※外国籍の方の場合は「在留カード（特別永住者証明書）」でも可

(5) 印鑑（シャチハタ以外）

## ■申込書類の審査および貸付金の送金

お申込みいただいた書類等を秋田県社会福祉協議会において審査し、貸付が決定になった場合に貸付金を指定の口座に振込みます。(送金まで概ね10日程度かかります。)  
審査の結果は、貸付決定・不承認に関わらず申込者へ郵送で通知されます。

## ■申込み・問い合わせ先

秋田市社会福祉協議会      〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番2号  
TEL      018-838-6477  
FAX      018-863-6068  
E-mail    kashitsuke@akita-city-shakyo.jp

## ■特例貸付に関する一般的な問い合わせ先

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

TEL 0120-46-1999 (9:00~21:00/土日・祝日を含む)

## ■総合支援資金 生活支援費(特例貸付)について

緊急小口資金(特例貸付)を受けても、なお、収入の減少が続き、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合は、さらに総合支援資金 生活支援費(特例貸付)を申し込むことができます。